

平成 18 年度第 5 回常務理事会議事録

日 時：平成 18 年 10 月 27 日（金）15：00～17：30

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石塚 文平、稲葉 憲之、宇田川康博、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、
田中 俊誠、星 和彦、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、小田 瑞恵、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、古山 将康、
澤 倫太郎、下平 和久、高倉 聡、角田 肇、早川 智、阪埜 浩司、平田 修司、
堀 大蔵、村上 節、由良 茂夫

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

陪 席：海野 信也、桑江千鶴子

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 5 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 4 回常務理事会議事録（案）

庶務 1-1：平成 18 年度入会動向

庶務 1-2：平成 16 年度卒業生卒業校別入会者内訳（平成 18 年 10 月 20 日現在）

庶務 1-3：平成 16 年度卒業生勤務先別入会者内訳（平成 18 年 10 月 20 日現在）

庶務 1-4：卒業年次別・地域別入会者数（平成 18 年 10 月 20 日現在）

庶務 1-5：平成 18 年 10 月 24 日付朝日新聞記事「小児科医新人、2 県で 0 人」

庶務 2：定款施行細則新旧対照表

庶務 3-1：長野地方部会長宛「根津八紘会員が代理懐胎を実施との報道の事実確認をお願いしたいこと
について」

庶務 3-2：長野県諏訪マタニティークリニックにおける代理懐胎実施についての本会コメント

庶務 3-3：長野県諏訪マタニティークリニックにおける代理懐胎実施に関する報道記事

庶務 3-4：根津八紘医師に係るこれまでの経緯

庶務 4-1：神奈川県警「捜査関係事項照会書」

庶務 4-2：助産師関連 7 団体緊急要望書

庶務 4-3：堀病院事件関連記事

庶務 4-4：平成 18 年 10 月 18 日付読売新聞記事「看護師が妊婦の内診 愛知の産婦人科医ら書類送検」

庶務 5-1：厚生科学研究「外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究」へのご協力のお
願い（案） ー理事長名ー

庶務 5-2：厚生科学研究「外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究」へのご協力のお
願い（案） ー厚生科学研究班主任研究者名ー

庶務 5-3：医療機関票

庶務 5-4：症例票

庶務 5-5：個人情報保護および研究倫理に関する見解

庶務 6-1：大野病院事件関連記事

庶務 6-2：県立大野病院事件の産科医療および医療現場全体に与えた影響について

庶務 6-3：日本周産期・新生児医学会「福島県立大野病院の医師逮捕・起訴について 声明文」

庶務 7：平成 18 年 10 月 7 日付朝日新聞記事「性犯罪被害、公費支援遅れ」

庶務 8：奈良県大淀町立大淀病院に関する報道記事

庶務 9：向井亜紀夫妻代理出産に関する報道記事

庶務 10：平成 18 年 9 月 18 日付朝日新聞記事「帝王切開なぜ増える」

庶務 11：厚労省「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会（仮称）」の派遣方
依頼について
庶務 12：平成 18 年 9 月 28 日付朝日新聞記事「お産の事故に保険制度」
庶務 13：9 月 26 日 文部科学省 実地検査結果報告の件
庶務 14：日本医学会「計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて」
庶務 15：日本婦人科腫瘍学会からの書信
庶務 16：兵庫県産科婦人科学会市民公開講座「県民お産フォーラムーみんなでお産を考えるー」の後援
方依頼について
庶務 17：これからの女性の健康研究会「名義使用の承認申請について」
庶務 18：小児科の集約化・重点化を考えるシンポジウム
会計 1：平成 19 年度事業計画ならびに予算案編成に関し、ご意見、ご希望等お伺いの件
社保 1：要望書「塩酸ドキシソルピシン リポソーム注射剤（JNS002）の早期承認について」
社保 2-1：子宮頸癌（HPV）ワクチンの早期承認に関する要望書
社保 2-2：子宮頸癌（HPV）ワクチンの早期承認に関する要望書/意見集約表
専門医制度 1：平成 18 年度専門医申請審査結果
専門医制度 2：平成 18 年度専門医認定審査合格者
専門医制度 3：平成 18 年度専門医更新審査結果
専門医制度 4：平成 18 年度専門医再認定審査結果
専門医制度 5：平成 18 年卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度 6：平成 18 年卒後研修指導施設指定更新審査結果
倫理 1：会員へのお知らせ「施設内倫理審査委員会の理想的構成および運営について」
倫理 2：慶應義塾大学の着床前診断に関する報道記事
倫理 3-1：平成 18 年 10 月 19 日付朝日新聞記事「不妊治療助成に指針」
倫理 3-2：平成 18 年 10 月 13 日付日経新聞記事「不妊治療成績など調査へ」
教育 1：産婦人科医療に関連する法律用語の定義・見解の策定の依頼について
教育 2：産婦人科医育成奨学基金制度による海外研修派遣支援の実施について
学会のあり方 1：良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律
新旧対照条文
学会のあり方 2：産婦人科医不足関連報道記事
学会のあり方 3-1：女性医師を中心とした医局先生方の就労状況についての調査のお願い
学会のあり方 3-2：病院内保育施設および女性医師の就労環境についての調査のお願い
学会のあり方 4：平成 18 年 10 月 22 日付日経新聞桑江千鶴子委員長インタビュー記事
学会のあり方 5：平成 18 年 10 月 22 日付朝日新聞「産科医が超勤手当 1 億円と設備改善を要求 奈良県
立病院」
広報 1：地方部会別パスワード登録率
広報 2：ホームページ会員専用画面ログイン用パスワード発行の御案内
AOCOG2007 1：御見積書（Blackwell Publishing）
AOCOG2007 2：AOCOG2007 チラシ
女性健康週間 1：平成 18 年度地方部会担当公開講座一覧
女性健康週間 2：プレス向け勉強会のご案内
女性健康週間 3：地方幹事アンケート集計
その他 1：平成 19 年度予定表（案）
番号なし：地域の産婦人科医療体制の検討を目的とした地域医療対策協議会について
番号なし：分娩取扱施設における医療水準の保持・向上のための緊急提言

15：00、理事長、常務理事の総数 11 名のうち 10 名が出席（丸尾常務理事欠席）し、武谷理事長が開
会を宣言した。武谷理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、庶務及び会計担当常務理事の
計 3 名を選任し、これを承認した。

I. 平成 18 年度第 4 回常務理事会議事録（案）の確認
原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ①伊藤光雄功労会員（東京）が平成18年3月21日に逝去された。
- ②村田武司功労会員（福島）が平成18年8月22日に逝去された。
- ③堀越登功労会員（神奈川）が平成18年8月27日に逝去された。
- ④宮内志郎功労会員（長崎）が平成18年9月12日に逝去された。
- ⑤石島千城功労会員（茨城）が平成18年9月25日に逝去された。
- ⑥岩崎寛和名誉会員（茨城）が平成18年10月17日に逝去された。

（通夜10月27日、告別式10月28日、式場：桐ヶ谷斎場、理事長弔辞）

- ⑦今年度入会した新入会員数（10月20日時点）について [資料：庶務1-1～5]

落合理事より「10月20日時点で本会に入会した16年卒（新臨床研修制度第1期生）の医師は、新臨床研修制度導入前の14年、15年卒の平均358名より20.4%減少の285名となっている。このうち大学、大学病院勤務医師は165名である」との報告があった。

武谷理事長より「後期研修で産婦人科を志望した医師のうち4割が大学関係以外である。前期研修も大学で受ける者が50%を割っており、大学離れが進んでいる。医会や本会の連絡網は大学病院を通じ連絡している。大学以外に拡散してしまうことによって、重要なことをどのように連絡したらよいか、どのように意見を纏めるのか、あるいは専門医の資格取得に関し大学以外の病院にどのようなことをお願いしたらよいか、これ程大量の人が大学外に出て研修することは今迄なかったもので、そのようなことを考えなくてはいけない。従来は8割以上が大学病院での研修だったが、従前にはなかった様々な問題が生じてくると思う」

嘉村理事「大学以外というのは全く大学と関連のない施設か」

落合理事「それは分からない。現在の勤務先ということである」

嘉村理事「3年目の後期臨床研修を入局はしたけれども大学以外の病院で始めた者も含まれているのか」

落合理事「いるかもしれない。入局については訊いていない」

武谷理事長「例えば全県1大学である秋田や茨城では大学以外の者を大学側で把握しているのか」

田中理事「秋田県では大学以外の者も大学で把握しており、大学とのコネクションはある」

吉川理事「初期研修についてははっきり分かっており、茨城では大学以外の者の殆どは都内の大学から派遣され、その病院で登録されている」

武谷理事長「そうすると大学と全く糸が切れている訳ではなくて、何らかの形でコミュニケーションは出来るということか」

岡村理事「そのように理解している」

和氣理事「大学のアウトオブコントロールの人達がいるのも事実である」

武谷理事長「専門医の養成に責任があるので、ネットワークがないと連絡が出来ない」

落合理事「各地方部会単位では把握されていると思う」

宇田川理事「3月にアンケートを取ったが、あの時と傾向的には殆ど変わらない。全国で280～290名かと申し上げたが、大体そのようなところである。男女比、大学病院と地方病院の比率も大体同じである」

武谷理事長「大学では3年目以降の人の受け皿、ポジションが無いことも影響している。大学で研修をさせたいが、はみ出してしまうこともあるかと思う」

資料：庶務1-4の公開について、了承した。

(2) 第62回学術集会長立候補について

第62回学術集会長の立候補を9月30日で締め切り、1名が立候補した。については学術集会長候補者選定委員会を同運営内規に基づき開催の上、候補者を推薦し、第4回理事会（平成19年2月24日）にて協議することとなる。

(3) 定款施行細則の改定について [資料：庶務2]

理事が担当する業務のうち、庶務を総務に名称変更することとする。（定款施行細則第28条第2項）これに伴い、理事会運営内規、運営委員会内規、個人情報保護規程、職員職制及び事務分掌規定にある

庶務を総務に変更する。

落合理事より「本職が所轄する庶務の業務は全体を総括するので、総務へ名称を変更するのが適当と思う。また、それぞれの理事の担当職務についても、名称及び職務内容が適当か、次回常務理事会あるいは12月の運営委員会前までにご意見を頂きたい。この件については以前に吉川理事よりも実態と合っていないのではないかとこの意見があり、この際検討したい」との提案があった。

吉川理事「産婦人科には自費診療に関わるものが多いので、学会として関わるものがあるか社保とかで考えて頂きたい。産婦人科医療の改善に学会として関与するべきかを含めて検討する余地はあると思う」

松岡副議長「日医は混合診療を全否定するとの基本的スタンスである。一方で規制改革の議論の中で、混合診療の議論が今後どんどん進む。もともと正常分娩は病気ではないとの理由付けで分娩費用は保険の適用外となっている。日医の基本的スタンスと、総合規制改革会議の宮内議長が指向したマーケットを開放する発想からの混合診療といったように問題は非常に難しいところがあるので、議論するならばその点充分配慮して頂きたい」

武谷理事長より「各部門の業務内容を含めて改称するか検討されると思うが、医会と学会の中長期的な役割分担を踏まえた上で、出来れば両会の意見の一致を見て、業務部門の各名称を考えて頂ければと思う」との意見が示された。

以上協議の結果、落合理事の提案を承認した。

(4) 平成19年度専門委員会公募小委員会（班研究）研究課題公募について

平成18年10月末日までを公募の期限として研究課題の申請を受け付けている。現在のところ1件の申請があった。

(5) 【庶務・倫理】根津八紘会員が代理出産を実施したとの報道について [資料：庶務3-1~4]

①長野地方部長宛に報道の事実確認の依頼状を発送した。

②本会のコメントを厚生記者クラブに配布し、本会ホームページに掲載した。

③代理懐胎に関する法整備の要望書を関係省庁大臣宛に改めて提出するか否かについて諮りたい。

武谷理事長より「向井亜紀夫妻の代理出産に関しては、家裁と高裁の判決が分かれた。代理懐胎については厚労大臣と法務大臣が個人的意見を述べている。学会も大波の中を漂っているが、司法の判断も揺れ動いており、大臣各位も早急に法整備すべきかの点につきかなり大胆な発言をしている。そのような動きや向井さんの件に関して世論等が一時的かと思うが少し情動に流されるようなところもある。本会コメントにつき先生方に集まって頂きコンセンサスを得るタイミングがなかったため、取り敢えず倫理委員長名で学会としてコメントを表明した」

吉村理事「平成15年に本会の代理懐胎に関する会告が出された。この経緯として、まず平成15年4月に厚生科学審議会が生殖補助医療に関する答申案を纏め、その中に秘密の漏洩、配偶子の売買、代理懐胎の施術・施術の斡旋の3つの罰則規定があった。代理懐胎の施術をすると刑事罰に処せられるため、学会は会員に対し刑事罰に処されることがないように、早めに会告を出して会員に知らせておいた方がいいだろうとの意図があった。当時はすぐ法律が制定されるだろうと思われていたが、法律が通常国会に出る予定が全く無くなってしまった。学会としては梯子を外されてしまった経緯がある。昨年倫理委員会で会告を見直した際、この会告を止めようとの考えもあったが、付帯事項が非常に良く書かれているのでそのまま残した。向井さんの件は実子とするか養子縁組をするか家裁と高裁で判断が全く異なっており、法的な問題を法律家でも判断が出来ない状況にある。厚生科学審議会の代理懐胎を禁止する議論も未だ結論が出ない状況にある。このような状況で一学会がとやかく言う問題ではない。代理懐胎を本当に国民としてやっているのかどうかは国で決めてもらわないと、あるいは厚生労働省で決めて頂かないとこれはどうしようもない問題である。もし代理懐胎をやるとなると法的な問題点が大きく残り、実子とするのか養子とするのかこういったことも考えなくてはいけない。以上を勘案し、また理事長とも相談した結果、国に預けることとした。厚生労働大臣や塩崎官房長官も国として考えなくてはいけないと言っているため、現時点では一学会の倫理委員会が論じるレベルを超えているとの一時的な判断をした経緯がある」

武谷理事長「学会として会告はエフェクティブである。これは重視して貰わないと困る。その軸のブレはない。国が法的整備をするに際しても学会の意見は唯一無二の存在であり、かなりそれを考慮するであろう。学会として言うべきことは申し上げたいと考えている。しかしながら学会だけで頑なにルールを決めるといふ訳にはいかなくなったし、マスコミもそのような論調ではない。流動する諸状況、外

的状况を見ながら、臨機応変な対応が必要かと思う。但し一方で会告を守ってもらいたいとの重みは揺らぐものではないが、内容が内容だけに慎重に行動したい」

和氣理事「代理懐胎の問題に関しては武谷理事長および吉村理事の意見に賛成である。但し、今回の根津医師の場合代理懐胎の他にリプロダクティブに余り適さない環境の恐らく閉経後の人にシュードブレグナンシー（偽妊娠）という事態を作ってそれで妊娠を維持させるとの非常にリスクの高い、安全性が確立されていない医療行為を行っている。今後学会としてもリスクのある医療行為は研究として進めることが必要であり、また成功した例だけマスコミにリリースして如何にも自分がリーダーの如く振る舞うことに対して学会は抗議すべきと思う」

武谷理事長「例え部分的に容認されることになったとしても学術団体として一定の年齢制限を含め、母体の安全性などはきちんと申し上げたい」

松岡副議長「厚生科学審議会の答申では親子法の整備を国に提起して終わった。それ以前に日弁連は委員会代理懐胎を含めて生殖補助医療に関して非常に詳細に法的な検討をして、委員会報告を正式に出していた。法的にも代理懐胎を行なうべきではないというのが日弁連の委員会の正式な態度である。何故反対なのかはこの会告の中に明確に書かれているし、その状況が変わったわけでもないのだから、学会としての姿勢は今のままで宜しいと思う。敢えて言うとならば国に早く法的整備をしてくれと強く要望することだと思う」

武谷理事長「学会の会告に何か不都合が生じたわけではないので、法整備が行なわれる前に会告を変更する意思はない。学会の意見としてはそのようなことを強調しておきたい」

岡井理事「そこまでは良いが、もう一つの問題として根津医師個人に対して学会としてどう対応するのかをきちんと議論しておく必要がある」

武谷理事長「これも非常にデリケートな問題であり、色々なことを考えてはいる。倫理委員長の意見は如何か」

吉村理事「非常に難しい問題と思う。代理懐胎に関しては厚生科学審議会では禁止とされたが、本当にやっているのかどうか。山縣先生の調査では代理懐胎の国民の認容度について46%が賛成しているが、反対は22%であった。我々は代理懐胎が女性を生殖の道具とするといったことを含めて様々な問題点があるので禁止している。会告も刑事罰に対して早めに知らせておいた方がいいだろうということを出した経緯がある。こういったルールで我々はやっているのだからおやりになりたければ退会されたらどうかと言うのか、あるいはこのまま何もしないのか、どちらかの選択肢かと個人的には思っている」

武谷理事長「根津医師本人もあるいは正式な代理人も学会が何らかのアクションを起こした場合にはカウンターメジャーを講ずると明言しているわけであり、学会全体のアクティビティのプライオリティを考えて判断したい。会告に盛り込んでいるが、我々が目指す医療を実現する、世間にそれをアプルーブして頂くという観点からも、大局的な判断で対応を考えていく必要がある。なかなか単純に対処できないことはご理解頂きたい」

落合理事「根津医師は現時点では大谷裁判での原告でもある。会員に復帰する際、裁判上の和解条項に会告を遵守するとの条項がある。この一連の流れの中で今回の対応が執行部の中にダブルスタンダードやトリプルスタンダードがあるのではないかという誤解を生じないようにしなければならない。国が審議しようとしていることに関しては結論を待とうかとのスタンスかとお伺いした次第である。唯それ以前の着床前診断の無申請での実施の問題とか根津医師自身が抱えている問題、あるいは我々への挑戦的な対応に対して、このまま看過してよいのかという意見が会員から多数寄せられていることも事実である」

武谷理事長「強いて言えば究極的に我々が何を目指したいのかということで、それに基づいて色々行動しているということである。確かに当面の筋を通すという意見も分かるが、学会にとって本質的な目的を実現したいとの目で対応していることはご理解頂きたい」

松岡副議長「少なくとも総会で承認されて除名をし、その後和解条項を遵守するとの前提で復帰された会員であるのだから、それに違反すれば決められた手続がとられるということは当然である。それをやらなければならない公的な団体としての存在価値を問われると思う。一方で純粋に学術団体として問題点を指摘し、学会として可能な限り国に対して働きかけはしていく。その結果として1年後2年後にまた違う状況になるかもしれないが、少なくとも現時点では学会として論理的にもきちんとした対応をすべきと思う」

武谷理事長「ご尤もな意見と思うし、何人かの会員からも同様な意見は承っている。非常に問題なのは、根津医師の主張は学会の会告違反というよりも、こういう行為が出来ないことは寧ろ憲法の本質に関わる問題だと論点をすり替えている点である。だからといって回避するわけではないが、非常に込み入った議論になってしまう。松岡先生のご意見は分かり易い考え方ではあり、充分そのようなことを考

慮して判断したい」

佐藤監事「一度平岩先生と相談されて、これが刑事罰にあたるのかどうか、刑事罰に持っていける問題なのかどうかとの判断を訊かれた方が宜しい」

吉村理事「コメントに関しては平岩先生に見て頂き、現時点ではこれで宜しいとのことであった」

佐藤監事「学会の除名とかではなく、誰かが警察に訴えた場合に刑事罰が適用されるかということである」

吉村理事「それは出来ない。何故かと言うとあれは未だ案であり意味はない。法制審議会は厚生審議会の案が決まらないので中断している」

松岡副議長「代理懐胎は結果的に何も起こらなかったから、刑事事件の対象とならないということであって、結果がもし不幸な転帰を辿ったら当然刑事事件の対象となる。そういう意味で代理懐胎そのものが非常に多くの問題を含んだ行為ではないかについての法的な議論をしたかとの話である」

武谷理事長「議論は尽くし難いが、当面そういうことでご理解頂きたい」

落合理事「代理懐胎に関する法整備の要望書を関係省庁大臣宛に提出することについて本会の姿勢は如何か」

吉村理事「厚労省に率直に聞いてみたが、本会のコメント等を通じて充分伝わっているのでその必要性はないということであった」

武谷理事長「会告は是であり、もう少し世論を喚起するような形で学会がアピールするということはあるかと思う」

落合理事「今の世論で充分という意見がある一方で、理事長名で正式にお願いをしたという足跡も必要ではないかとの意見もある」

武谷理事長「具体的には中々難しい。会告以上のことは言い辛いところはある」

和氣理事「理事長名で要望書を出された方が宜しいのではないか」

武谷理事長「コメントは学会として色々な対応の余地を残す意味で敢えて理事長名ではなく倫理委員長名で出したのでその辺はお含み置き願いたい」

落合理事「マスコミからの取材も多いが、学会としてはコメントの通りであると答えて宜しいか」

武谷理事長「コメントは常務理事会の総意であると回答して頂いて構わない」

(6) 横浜市堀病院事件について

①神奈川県警より堀病院事件に関連し、捜査関係事項照会書を受領した（10月18日）。

[資料：庶務4-1]

落合理事より「本日神奈川県警2名が事務局に来所し、捜査関係事項照会書に関し稲葉理事と本職が対応の上回答した」との報告があった。

武谷理事長「医政局としても看護師の内診に関しては認めがたいと言いつつも、急に強制的にこの時点をもって止めろというのも医療の現場を混乱させるので、そこはソフトランディングして欲しいとの気持ちがあるのではないか。各知事にもそれなりに内々に伝えているところもあるかと思う。それらを背景として神奈川県警としても専門団体の考えを聞きたいということで、医会と学会への意見聴取となったと思う。医会はどのように対応されたか」

松岡副議長「基本的には内診問題だけを取り上げると捜査に対して批判する人は多い。これはある特定の弁護士グループと被害者の会とが組んだ、尚且つ所謂医療訴訟が起こった症例に対して為されてきている。その辺が非常に悩ましいが、基本的には内診問題に関して医会は見解を出しており、それに沿った形で対応している」

武谷理事長「学会としても立場を明示しておりそれに沿って対応した」

落合理事「既に理事長名で出ている見解として平成17年10月に医政局長宛に学会として出したスタンスに基づき回答した。保助看法に対する考え方について照会があったが、同法は飽くまで医師法を補完するものであり、昭和23年に制定されてからその後一度も見直されていないのも事実である。保助看法第30条に“ただし、医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない”との規定があり、医師でなければ医業をなしてはならないこと（医師法）と、医師の指示によって看護師等はその他色々な業務を行なうことが出来るという規定（保助看法）がある。問題となっている平成14年11月及び平成16年9月の看護課長通知であるが、県からの質問の内容をよく読むと、医師の監督下で行なう内診について疑義照会をしたのではなく、産婦に対して内診を行なうことで診断を行なうのはどうかとか、あるいは産婦に対して看護師が子宮口の開大の判断等を行なうことはどうかということであり、医師の指示あるいは立会いの下では一切訊いていない。従って昭和23年当時を考えると助産師が往診をして分娩を

取り上げるのは日常茶飯事であったであろうし、国家試験で助産師を認定した以上、看護師が自宅分娩のところに行って助産をするのは拙いだろうといったようなことで、寧ろ医師法で定めた中で行なう種々の補助行為を定めたものではないのではないかというのが個人的見解であると申し上げた」

武谷理事長「この件に関して学会はこれまで控えめに対応してきたが、学会として助産行為は一連の分娩経過のマネージであり必要に応じた介入であると考えている。患者あるいは産婦から必要な情報を断片的に得ることは必ずしも助産行為ではないとのスタンスで主張してきた。地方の現場にお邪魔し悲痛な声を聞いているので、学会としてもう少し積極的に動いた方がいいのかとも思うが、医会をサポートする形で今アクションをしているわけではある」

稲葉理事「基本的には落合理事のご報告通りである。神奈川県警からは4項目の照会事項があり、それについて常務理事会で協議をして答えるわけではなく個人的な見解も入っていることは説明した。前もって医会の回答を頂いており、我々の回答は医会の回答の範囲を超えるものではない。保助看法第30条の後段の但し書き“ただし、医師法の規定に基づいて行なう場合は、この限りでない”について、看護師の判断で内診をして分娩の様子を見ることは許されないだろうと思う。医師の監督下で行なうことはこの但し書きで充分である。それ以上のことは敢えて申し上げていない」

和氣理事「学会の対応として問題ないが、前回の常務理事会で助産について国に明確に定義付けをすることを迫る必要性があった。今回の件も日本看護協会の強い後押しがあって内診行為を規定しているの、この問題は学会の意思の明確化が重要である」

武谷理事長「用語小委員会の進捗状況は如何か」

星理事「資料：教育1にある通り、教育委員会に対し理事長から法律の中にある産婦人科医療関連用語を整理して頂きたいとの要望が出ており、用語小委員会岩下委員長を中心にそれをさせている。10月25日に平岩先生を交えて第1回の会議を行なった」

和氣理事「平成17年度に日本医師会で助産の定義を明確にするということを厚労省にかなり強く迫った。従ってこれは各学会の問題ではなく、厚労省との問題として考えなくては行けない」

嘉村理事「文言をどう解釈するかとの問題ではなく、法律そのものを誰が読んでも間違いないように改訂するかに事態は来ている。そういった時に学会として助産という文言をどのように定義するかをきちんと述べておくことが大事である」

武谷理事長「確かに保助看法は戦後まもなく制定されたものであり、全く実情に合わない。助産行為という文言はあるが、一体それがどういうものかという記載は一切ないことが今回のこのような混乱を招いた誘因になっている」

稲葉理事「助産師の職務権限では医療行為が殆ど出来ない。そのようなことも考えて対処して頂ければと思う」

海野委員長「神奈川県警の照会は、現場が堀病院事件をどう立件するかということで捜査しているだけであり、厚労省の意向や全体の流れとは関係ないものと思う。4項目の中で実質意味があるのは、『平成14年、16年の厚労省課長通知が一般会員のレベルまで周知されたか』であり、それを承知した上でこのような行為が行なわれていたのかを立証するための道具と考える」

武谷理事長「通知に関してどう回答したのか」

落合理事「平成14年、16年の通知は看護課が出したものであり、医政局が出した通知ではない。先ほど申したように、看護師の内診行為がいいかどうかの照会に対しては、いけないと答えざるを得ない。そこに状況設定は一切ない。例えば医師の立会いの下でこれは如何との質問ではない。それにはどのように答えざるを得ないのではないか、状況によって判断は異なるのではないかと申し上げた」

武谷理事長「当時施設の産科の責任者であったが、こういう通知を貰った覚えはない。そういう意味では周知は不徹底であったということか」

海野委員長「平成15年の段階の事件であるので、多少情状の余地はあると思う」

松岡副議長「学会は正式には会員に対して知らせてはいない。医会は何回か医会報あるいは全国の会議等で通知している。国の検討会でもペンディングとなっているように保助看法は相当杜撰な法律であり見方によっては色々な解釈ができ、また助産は医療行為か否かによって法律上の扱いが違ふ。正常分娩か異常分娩かは最初から線が引けるわけではなく、正常分娩の妊婦に異常が生じた場合その後の処置は全て医療行為であって医師法違反を助産所の助産師は殆ど全員がしていると思って間違いはない。助産が医療行為でなければ医師は出来ないということになる。であればその部分は助産師しか出来ない。非常に矛盾している法律であるので、立法府の責任できちんとやって頂かないといけない。医会は臨床を預かる立場として一定の主張をする。学会は学会として用語集の中で定義付けを行なうと同時に、助産について学会としての定義を繰り返し述べる以外に今は方法がないと思う」

石塚理事「堀病院の件に関し横浜市の査察が入っている。それを公開しろという圧力が陣痛促進剤の被害者の会から来ているそうである」

②助産師関連7団体の緊急要望書について [資料：庶務4-2]

③関連報道記事について [資料：庶務4-3]

④愛知の産婦人科医らが保助看法違反の疑いで書類送検されたとの読売新聞記事 [資料：庶務4-4]

(7) 東京大学大学院医療情報経済学大江和彦教授より、厚生科学研究（政策科学総合研究事業）「外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究」に関し、本会から担当者として帝京大学医学部附属溝口病院西井修先生を推薦した。研究班が主体で研究を行い、本会は産婦人科医療に関わるアンケート内容について意見具申及びアンケート対象施設のデータ提供に協力することとする。

[資料：庶務5-1～5]

①各登録機関宛に協力依頼状を送付すること、並びに調査の案内を本会会員専用ページに掲載することについて

②調査の進行管理の実務作業の主体は研究班が行なうこととする。

③アンケートの送返信の方法については、電子メールまたは会員専用HPから調査票をダウンロード出来るようにすることとする。

落合理事より「調査には出来る限り協力することとしたい」との意見が示された。

武谷理事長「先生方のそれぞれの状況に応じた判断にお任せしたい」

協議の結果、①②③について、承認した。

(8) 本会の新会員データシステムは11月13日から稼動する予定である。

(9) 鹿子嶋里香職員の有期雇用期間の期限が12月末に到来するが、正規職員として雇用することと致したい。

特に異議なく、承認した。その後鹿子嶋職員が自己紹介を兼ね挨拶した。

(10) 大野病院事件について [資料：庶務6-1～3]

①県立大野病院事件の産科医療および医療現場全体に与えた影響について

②日本周産期・新生児医学会より福島県立大野病院の医師逮捕・起訴について声明文を受領した（10月23日）。

佐藤監事より「10月11日に第4回目の公判前整理の話し合いが行なわれた。争点は11月10日、12月14日で決めることとなった。弁護側は主張予定等記載書を提出し、検察側は10月31日までにそれに対する意見を述べることとなった。11月10日の第5回目の公判前整理手続で決まるものと予想される。第1回目公判は1月26日、第2回目2月23日、第3回目は3月16日に行なう。大阪府立母子保健総合医療センターの中山先生（病理）に診て貰い、本職も一緒に診たが、前壁にはdecidua(脱落膜)がちゃんとあった。従って癒着はしていなかった。もう一つ分かったのは分葉胎盤であったことである。後壁にあった胎盤の一部は癒着していたが、前壁にあった胎盤は分葉胎盤の部分であり、子宮を切開したところには胎盤はなかった。岡村先生と池ノ上先生に意見書を書いてもらうことが決定され、次回の公判前整理の時に提出することとなった」との報告があった。

(11) 朝日新聞10月7日付記事「性犯罪被害、公費支援遅れ」について [資料：庶務7]

(12) 奈良県大淀町立大淀病院関連報道について [資料：庶務8]

海野委員長より事例の概略につき説明があった。

武谷理事長「今後事態がどのように推移するか不透明であり、学会がどうこういうのは難しい状況である。たらい回しと言うが何故そうなったか本質を世間は未だ理解していないところがある。世間は産科医が少ないとの分析である」

岡村理事「最近の印象として、大野病院の問題にしても奈良の問題にしても警察が医療行為に介入してきている。医師は善意で診療していることに対して何か問題があると警察が介入するのは、本来の正しい医療の遂行を危うくする恐れもある。学会として医療行為に対する業務上過失が何なのか、警察なり検察からはっきりとした答えを引き出す必要があるのではないかと思う。民事であれば最高裁等で鑑

定人の問題で裁判所と色々話す場があるが、警察や検察と話す場が全くない。このままだと医師だけ業務上過失致死を問われる」

武谷理事長「警察の考えを漏れ聞くとところによると、長距離トラックの運転手が人を撥ねて死に至らしめるのと、医師がミスハンドルの死に至らしめるのと、これは同じ扱いである。非常にシンプルに割り切っている。トラックの運転手には殺意がない、医師にも殺意がない、ということで業務上過失致死となる。その位の意識しかないということである。本会だけで道を切り開くのは難しいかもしれないが、各会とも連携してそういうところをアピールしたいと思う」

石塚理事「異状死のモデル事業で神奈川の例だが、4 大学の法医が一致して反対しているため全く進まない。何らかの形で学会が推進するようにして頂きたい」

武谷理事長「学会から評価委員を1名推薦することとなった。モデル事業の問題点は多々ある」

吉村理事「本職にもある事案で警視庁捜査1課から照会があった。警察も分からない状況にある。モデル事業も全く機能していないわけではないが、余り意味のない事業である。そのことを認識しておいた方がよろしい」

武谷理事長「モデル事業の限界性は感じている。異状死や助産行為は学会独自で定義付けをすることをお願いしたのはそのようなことも加味している」

佐藤監事「モデル事業は厚労省がこういうことをしようと言うだけであって、司法がモデル事業をやるよと言っているのではない。これが決定的な違いである。警察は自分で調べるよりも上がってきた事件を今の法律では駄目だと言っているだけである」

(13) 向井亜紀夫妻代理出産関連報道について [資料：庶務9]

(14) 朝日新聞9月18日付記事「帝王切開なぜ増える」について [資料：庶務10]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会（仮称）」の構成員として吉村泰典理事の派遣方依頼があり、理事長裁量で応諾した。[資料：庶務11]

②朝日新聞9月28日付「無過失補償制度」関連記事 [資料：庶務12]

(2) 文部科学省

①9月26日に文部科学省による実地検査が実施された。 [資料：庶務13]

落合理事より資料に基づき、文部科学省の実地検査の結果報告が行われた。

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①第3回学会・医会ワーキンググループを10月30日に開催する。

(2) 日本医師会

特になし

(3) 日本医学会

①計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて [資料：庶務14]

厚労省より計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて、生体内の圧力については、法廷計量単位として使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延長されることとなったとの通知があった、との連絡が日本医学会よりあった。については本会ホームページに収載し、会員に周知徹底を図りたい。

特に異議なく、承認した。

(4) 日本学術会議

特になし

(5) 日本婦人科腫瘍学会

同学会ガイドライン作成委員会より、子宮体癌治療ガイドライン2冊が寄贈された。[資料：庶務15]

(6) 日本小児科学会

小児科の集約化・重点化を考えるシンポジウムが平成18年10月28日(土)11:00~JALシティ田町にて開催される。[資料：庶務18]

[IV. その他]

(1) 兵庫県産科婦人科学会より市民公開講座「県民お産フォーラムーみんなでお産を考えるー」(開催日:11月19日、会場:兵庫県医師会館)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(10月2日)。

[資料：庶務16]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) これからの女性の健康研究会より第1回セミナー「これから変わる中高年女性の健康ニーズと医療」(開催日:11月12日、会場:丸ビルコンファレンススクエア)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(9月29日)。

[資料：庶務17]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(3) 金原出版(株)より卵巣腫瘍取扱い規約第2部改訂第2版につき残部が僅少となったため、500部の増刷許可の申請があったので応諾致したい(10月25日)。

特に異議なく、承認した。

(4) 朝日新聞社広告局よりシンポジウム「マタニティルネッサンス」(開催日:11月14日、会場:有楽町朝日ホール)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(10月23日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 役員、代議員宛に、平成19年度事業計画ならびに予算案編成に関し、意見を伺う書信を発送した。 [資料：会計1]

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) 第59回学術講演会一般演題の応募について

平成18年10月3日現在の応募数は、一般演題(症例以外)968、一般演題(症例)227、国内IS(症例以外)29、国内IS(症例)1、多施設共同研究13、合計1,238題であった。但し、その後2題の取り下げがあった。

(3) 第60回学術講演会特別講演演者推薦、シンポジウム担当希望者公募、第61回学術講演会シンポジウム課題公募について

機関誌58巻8号より公募の会告を掲載している。期限は11月30日である。

(4) 学術奨励賞に関する会告

学術奨励賞の推薦、応募方法に関する会告を、機関誌58巻10号より掲載している。推薦の期間は平成18年12月15日から平成19年1月14日である。

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①和文誌編集会議・JOGR 編集会議を 10 月 27 日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況 (9 月末現在)

投稿数 341 編 (うち Accept 75 編 《Accept rate 22%》、Reject 134 編 《Reject rate 39.3%》、Withdraw 26 編、審査中 57 編、修正中 45 編、投稿規程に合致せず修正依頼中 4 編)

岡井理事より「オンコロジー関係のアシスタント・エディターに当たる編集委員を 3 名追加することが本日の編集委員会で承認されたので、常務理事会で認めて頂きたい」との提案があり、特に異議なく承認した。

5) 渉外 (丸尾 猛理事欠席のため落合理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Safe Motherhood and Newborn Health Committee, Co-Chair の Dr. Lalonde からの本会に向けての Global Postpartum Hemorrhage (PPH) Initiative に関するアンケートについて、岡村州博周産期委員会委員長に回答を依頼し、10 月 11 日 FIGO 事務局へ返信した。

(2) FIGO 世界会議(11 月 5 日~10 日)中の関連諸会議予定についての確認のメールを受領した(10 月 10 日付)。

11 月 4 日 AFOG Council Meeting 9:00-18:00 Crown Plaza Mutiara Hotel

(武谷 AOCOG2007 会長、村田 AFOG 会長、丸尾理事出席)

FIGO Nominating Committee 16:00-17:00 Convention Center (丸尾理事出席)

11 月 5 日 FIGO Executive Board Meeting 10:00-18:30 Convention Center

11 月 7 日 第 1 回 FIGO General Assembly 15:15-18:30 Convention Center

Executive Board, FIGO Officers, Venue for the 2012 World Congress の決定について協議。(武谷理事長、丸尾理事、嘉村理事、落合理事が voting member として、和氣理事が delegate として出席)

11 月 8 日 FIGO 加盟国会議 17:45-18:45 Convention Center

各国の会長と事務総長を招いての会議で、武谷理事長、落合理事が出席

11 月 9 日 第 2 回 FIGO General Assembly 15:15-18:30 Convention Center

第 1 回総会と同じメンバーが出席

11 月 10 日 FIGO Executive Board Meeting 15:00-17:00 Convention Center

新しく理事国として選出されたメンバーによる FIGO 理事会 (丸尾理事出席)

[AFOG 関係]

特になし

[ACOG 関係]

(1) ACOG の Past President である Dr. John M. Gibbons, Jr. のご逝去にあたり、本会より武谷理事長、丸尾渉外担当理事、落合理事名で弔電を発送した。

[TAOG 関係]

(1) Taiwan Association of Ob/Gy (TAOG) の Yu-Shih Yang 会長より第 59 回学術集会長丸尾理事宛に、2007 年 3 月 25-26 日に Taiwan で開催される TAOG Annual Meeting での特別講演と JSOG から 4 名の若手産婦人科医師派遣を依頼したい旨の書面を受領した (9 月 25 日付)。その際、2007 年 4 月の JSOG Annual Meeting に TAOG から 4 名の若手産婦人科医を派遣したいので受け入れられたいとの旨の要望があった。

この度の TAOG からの申し入れを受けて武谷理事長と協議の結果、今後の継続性を考慮し、①派遣と受け入れは毎年ではなく隔年毎に行なうこと、②派遣・受け入れの人数は役員 3 名と若手医師 3 名とす

ること、を TAOG の Yang 会長に向けて提案した (10 月 14 日付)。

つまり、2006 TAOG 総会には JSOG から派遣された。

2007 JSOG 総会には TAOG から派遣を受け入れる。

2008 TAOG 総会には JSOG から派遣する。

2009 JSOG 総会には TAOG から派遣を受け入れる。

という形での交流となることを提案し、現在 Yang 会長からの返信待ちである。

武谷理事長より「国際間のエクスチェンジ・プログラムは米、加、韓、独、台との間で行なわれているが、他の国からの要望もある。大事な事とは思いますが、全ての要請には応じられない。当面台湾については隔年での行き来としたいが宜しいか」との提案があり、了承した。

嘉村理事「来年は AOCOG2007 を開催予定であり、参加者が最も多いのは韓国と思われるので、今年から来年にかけて特に韓国との友好関係は凄く大事にする時期ではないかと思う」

武谷理事長「原則として出来るだけ多くの国と親密にしたいと思うが、実際に誰が担当するのか、予算はどうか、対応によっては失礼にあたるので非常に難しいところである」

岡村理事「学術集会長として尋ねたい。各国との友好を結ぶことは非常に大事なことと思うが、それをオフィシャルなものとして学会でオーソライズして学術集会で全部やれというものであるのか、それとも学術集会長に一任しているのか、これだけははっきりさせて頂きたい」

武谷理事長より「ここ数年で一気に増えてしまった。正式に諮ってはいないが、主催校が責任者、ホストとなり、費用は学会が負担したいと考えている。学会としてオフィシャルだが、ホストは担当校の先生がやって頂ければと思う」

岡村理事「渉外で予算化して頂ければ有難い。オフィシャルであればどこかの部署で来年度予算をつけて頂ければと思う。」

落合理事「国際渉外として渉外で予算化したら如何か」

武谷理事長「原則旅費は負担しないが、アコモデーションフィーは負担する」

落合理事「若手医師の交流は教育が関与するが、予算は渉外で宜しいと思う」

武谷理事長「渉外で国際交流の予算化をすることとしたい。ますます増えてきたので主催校に全部お任せというわけには行かなくなっている。当面はファイナンシャルな負担は学会で行なう。おもてなしは主催校となる」

[その他]

(1) Dr. Pco より、2007 年 1 月 17-21 日に Uldag-Bursa (トルコ)にて開催される 8th Winter Obstetrics & Gynecology Congress の案内状を受領した(9 月 25 日付)。

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

①第 2 回社保委員会を平成 19 年 1 月以降に開催予定である。

(2) 塩酸ドキシソルピシン リポソーム注射剤」の早期保険適応に関する要望書の提出について

[資料：社保 1]

特に異議なく、要望書の提出について、承認した。

(3) 子宮頸癌 (HPV) ワクチンの早期承認に関する要望について [資料：社保 2-1, 2-2]

婦人科腫瘍委員会での検討を経て、常務理事・監事等による通信での審議の結果、承認を得られたため、10 月 23 日付で厚労省医薬食品局長宛に要望書を提出した。

和氣理事より「米国でも問題になったように、いつやるのかについて社会的なコンセンサスを得る必要があるので、学会としても充分対応すべきである」との見解が示された。

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) 第3回中央委員会について

9月16日に開催し、平成18年度専門医認定二次審査結果、専門医資格更新・再認定審査結果、卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

① 専門医認定二次審査

申請者：408名、受験者：筆記試験401名(東京195名、大阪206名)、面接試験359名(東京174名、大阪185名)、合格者：352名(東京172名、大阪180名)、不合格者：50名(東京23名、大阪27名)であった。[資料：専門医制度1、2]

結果的に合格率は87.5%となった。合格者については機関誌58巻11号と学会ホームページに掲載する予定である。

宇田川理事より「昨年の合格率は87.9%であった。また、東京と大阪で二次試験に回る率が大きく違ってきているというようなことがあったが、今回は大阪6名、東京5名で殆ど同じであった」との報告があった。

武谷理事長「合格率は見かけ上、下がっているがリピーターが累積しているためである。見かけ上の合格率と実質的な難易度は若干異なる点もある。一方で専門医は各診療科でどれだけの数を必要とするかで、予め専門医を割り振ることもある。そういう観点では産婦人科領域はまだ専門医が不足している」

② 専門医資格更新審査

更新申請は965名で、合格は961名、不合格4名であった。[資料：専門医制度3]

③ 専門医資格再認定審査

再認定申請は27名で、全員合格した。[資料：専門医制度4]

新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に9月20日付で審査結果を通知し、新規申請合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付する。更新申請合格者・再認定申請合格者は地方委員会宛に10月1日付で認定証を送付する予定である。

④ 資格更新延期願

資格更新延期願申請は13名あり、延期可は10名、延期不可は3名であった。[資料：専門医制度3]

⑤ 卒後研修指導施設指定審査

新規申請施設は15施設で、合格施設は14施設、不合格施設は1施設であった。

[資料：専門医制度5]

更新申請施設は28施設で、全施設合格した。[資料：専門医制度6]

新規指定申請合格施設、更新申請合格施設は、施設長宛に10月1日付で指定証を送付した。卒後研修指導施設数は10月1日付で837施設となった。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成18年9月30日)

- ① ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：62研究
- ② 体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：656施設
- ③ ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：563施設
- ④ 顕微授精の臨床実施に関する登録：413施設
- ⑤ 非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：24例(認可7例、倫理委員会審議中11例、審査小委員会審議中2例、審査予定4例)

吉村理事より「申請件数が増えているため、業務が多忙となり、審査に6ヶ月以上かかってしまう状況である。審査の在り方や、本当に審査小委員会で審査しなければいけないのか、人類遺伝学会とのタイアップ等につき、今後倫理委員会で検討したい」との報告があった。

(3) 施設内倫理審査委員会の理想的構成および運営について [資料：倫理 1]

吉村理事より資料に基づき「クリニック等ではなかなか理想的な施設内倫理審査委員会を設けることが出来ない。厳しくしてしまうと難しい面もあるが、施設内倫理審査委員会は①男女両性で構成されなければならない、②複数の外部委員を置かなければならない、この2点だけは認めて頂くこととした。もし施設内倫理審査委員会でこの条件が充たされなければ倫理委員会で代理審査することも考えていきたい。会員から施設内倫理審査委員会の理想的な構成は何かとの照会も多いので、これを会員へのお知らせとして出したい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

武谷理事長「IRB は欧米の発想であるが、ある特定の医療が非常に限られた施設でしか取り扱われていないところではIRBをきちんと立ち上げている。しかし日本のように医療が拡散している国は中々これを全施設でやることは困難である。御座なりに即席で作ってもそこでの結論がどこまで議論されたかが覚束ないということもあるので、施設によって難しいところは学会が一定の基準で諾否を判定することが現実には必要である」

松岡副議長「登録申請時にこれに則したものを付けて提出するのか」

吉村理事「AIDのように施設内倫理審査委員会の審議が必要な場合、施設内倫理審査委員会委員の構成を添付する必要があるので、その時にはこれが要求されるということである。」

石塚理事「大学では全体の倫理委員会がありその中に例えば生殖医療に関する小委員会があるが、これは小委員会を対象となるのか」

吉村理事「そのように考えている」

(4) 会議開催

①第1回倫理委員会を10月12日に開催した。

②第7回登録・調査小委員会を10月30日に開催する予定である。

(5) 慶應義塾大学/着床前診断実施に関する報道について [資料：倫理 2]

(6) ①朝日新聞10月19日付記事「不妊治療助成に指針」について [資料：倫理 3-1]

②日経新聞10月13日付記事「不妊治療成績など調査へ」について [資料：倫理 3-2]

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

①第1回用語小委員会を10月25日に開催した。

(2) 産婦人科医療に関連する法律用語の定義・見解の策定について [資料：教育 1]

星理事より「用語小委員会で検討を開始したが、かなりデリケートな問題であり、期限である12月末までに出来るかどうか、先生方の意見を入れなくてはいけないし、慎重に検討したい」との報告があった。

(3) 「産婦人科医育成奨学基金」による若手産婦人科医を対象とする海外研修派遣支援につき、ACOG会議・SOGC会議に派遣する希望者の応募を開始した。期限は10月31日。[資料：教育 2]

星理事より「現在のところACOG 7名(定員10名)、SOGC 2名(定員3名)の申込があった。先生方におかれては応募を勧めて頂きたい」との報告があった。

(4) 「産婦人科研修の必修知識2011」に関する研修コーナー執筆依頼を延べ143名に出状した(10月3日付)。

星理事より「『産婦人科研修の必修知識2007』に関しては1月5日に発売を予定している。3月までに1,000冊を販売したいので、宜しく願いたい」との報告があった。

III. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

- ①第4回学会のあり方検討委員会を10月27日(17:30~)に開催する。
- ②第4回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を10月13日に開催した。
- ③産婦人科医療提供体制検討委員会第6回グランドデザイン検討チーム・実態調査分析チーム合同会議を11月17日に開催する予定である。

吉川理事より「10月12日に日本医学会と日本医師会の合同シンポジウム『医師の専門分野の偏在—現状とその対策—』が東京で開催され、産婦人科を代表して参加した。救急医療、小児科及び産婦人科が診療科としての偏在で取り上げられて、厚労省の代表も来ていた。本職から医療提供体制の新提言の話を紹介したのと、夜間の労働の報酬を正当に支払うことは恐らく小児科、麻酔科、救急すべてに共通しており、尚且つ女性医師の常勤化、即ち当直回数の異なる体制で常勤化するためにも夜間の労働に対して正当に報酬が払われないと成立しない、その1点に絞って話しをした」との報告があった。

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会/助産所嘱託医・嘱託医療機関について

厚労省は、医療法を改正し、助産所に嘱託医師に加え、病院又は診療所を定める方針とした。

[資料：学会のあり方1]

海野委員長より資料に基づき説明があった。

松岡副議長「現状は皮膚科や眼科の先生でも嘱託医として名前が登録されていればそれで通用している。それは明らかにおかしいということは委員会でも検討されており、産婦人科専門医が応急対応の出来る体制でいることが嘱託医の最低限の要件である」

武谷理事長「現実には産婦人科医以外が嘱託医となっている。そのような助産所で何か問題が生じた場合には、嘱託医を介さずに直接どこかの病院に母体を搬送している。嘱託医は関与せず、名義貸しのようなものか。実態調査は産婦人科側からは出来ないであろう」

松岡副議長「看護課はそういう立場で仕事をしているので、調査はしない」

武谷理事長「どこまで日本助産師会とこのような問題を詰めていくか、色々なポリティカルな問題もあるかと思うが」

岡村理事「妊娠中2回以上は医療機関で診察して貰うということがあったと思う」

海野委員長「日本助産師会が作成した助産所業務ガイドラインに記載されている」

岡村理事「医療機関がこれは正常で助産所でいいですよとって、もし何かあったら誰が責任を取るのかという問題がある。集約化を進めている中で、集約化している病院が助産所の嘱託医療機関になることに対して躊躇している。非常にデリケートな問題が沢山ある」

海野委員長「恐らくこれから各地域でそのような話が出てくると思い、この情報を提供したいと考えた」

武谷理事長「嘱託医は情報公開の対象となるのか。あるいはコンフィデンシャルか」

松岡副議長「よく分からないが、診療所等の現在の在り様からすれば当然情報公開の対象となると思う。それを表示しなければいけないことに多分なると思う」

武谷理事長「ユーザーの立場からいうと嘱託医が誰かは知る権利がある」

松岡副議長「医療安全に関する保助看法検討委員会の中でこの問題は明確に議論されている。産婦人科専門医でないと嘱託医は駄目だというのははっきり出ている。医療法の現行は嘱託医師とあるが、改正案では嘱託する医師及び病院又は診療所とあるので、産婦人科専門医でなければいけないということである。かなり危ないところが多数あることも分かっているので、地域によっては嘱託医を引き受けないところが多分出てくる」

武谷理事長「医師側にとって助産師がいなくて産科診療が難しくなり、助産師側にとっては嘱託医がいなくてお互いに原則を主張しあうばかりで産科医療は本当に空中分解してしまう」

松岡副議長「リスクの拡散、拡大になる」

海野委員長「医療提供体制検討委員会の4月に出した中間報告書に対して日本助産師会と日本看護協会から意見を頂いた。中間報告では助産所は院内助産所か医療機関に近接して存在していることを目指すということを書いたが、日本助産師会からは、それは助産師の開業権の侵害であるとの意見であった。医療安全の議論で我々は考えたが、彼らは異なる観点でとらえていた」

武谷理事長「この問題は偏に看護師の内診問題から端を発したのでその辺の帰趨を見ながら柔軟に対応したい」

海野委員長「改正案は来年4月から施行される。現場ではとても大事なことになる可能性があるということである」

(3) 産婦人科医師不足関連記事 [資料：学会のあり方2]

(4) 女性医師の継続的就労支援のための委員会について

①女性医師を中心とした医局先生方の就労状況についての調査のお願い [資料：学会のあり方3-1]

②病院内保育施設および女性医師の就労環境についての調査のお願い [資料：学会のあり方3-2]

桑江委員長より「委員会としてまず女性医師の現状を調査し、データに基づいた提言を行ないたい。第1点目の調査は大学の医局に在籍している先生を対象に過去15年間に遡り、分娩に関わる仕事をどのような時点までしているか、特に女性医師の場合はどの辺りで第一線から抜けていく可能性があるか、今足りないのは産科、周産期、病院勤務医であり現状につき承知しおきたい。各大学医局の先生方には大変な調査になるので協力頂きたい。女性医師は子供がいるかどうか、子供がいることでどの辺りでどのような動きになっているのかを是非知りたい。第2点目は、卒後研修指導施設に労働環境という意味で、職場の環境特に保育施設に関して幼児保育をしてくれるか、時間外保育をどの位しているか、育児、産休は世間的には権利であるが、女性医師の場合本当にとれているかということをまず調査したい」との説明があった。

吉川理事「この調査を行なうことに対し承認を得たい」

武谷理事長「女性医師がどの程度就労して頂くか、3年後5年後の産婦人科診療の命運がそこに依存しているといっても過言ではない。これは産婦人科だけの問題ではなく、全診療科に於いて、今4割が女性医師であり、それなりの役割を果たして頂かないと、日本の医療全体が非常に危うくなる」

星理事「国立大学の場合は医局という言葉は使用しないので、医局長も職名から外れている。診療科、講座あるいは教室として頂きたい」

吉川理事「現実には大学の同窓会名簿で大部分書けるようになっている。大学の医局長に対しその医局に一旦属した人がどうなったかということで作る。勿論最初から一般病院に行かれた人もいると思うが、それは対象外とした。あり方検討委員会でもかなり議論してこの調査票を作成した」

武谷理事長「大変貴重なデータとなるので、協力方お願いしたい」

以上協議の結果、調査の実施につき、承認した。

(5) 日経新聞10月22日付桑江千鶴子委員長のインタビュー記事について [資料：学会のあり方4]

(6) 朝日新聞10月22日付記事「産科医が超勤手当1億円と設備改善を要求 奈良県立病院」について [資料：学会のあり方5]

(7) **吉川理事**より「リクルートDVD作製委員会では地方部会、連合地方部会から既に約10件67万円の資金が集まった。明日の関東連合で小西委員長と2人で頑張って資金を集めたい」との報告があった。

(8) **海野委員長**より「本日の配布資料『地域の産婦人科医療体制の検討を目的とした地域医療対策協議会について』は8月～9月にかけて地方部会長に依頼した集約化・重点化の各地の状況に関する調査の中間集計である。全地方部会長から回答を受領しており、現在集計中である。出来るだけ情報を共有するため全体を纏めた形で地方部会長に報告したいと考えているので、ご承認頂きたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(9) 分娩取扱施設における医療水準の保持・向上のための緊急提言について

海野委員長より本日配布資料に基づき、「緊急提言その2に関して、前回の常務理事会での緊急提言案に対する意見を踏まえ、その後常務理事の先生方から意見を頂いて、書き直したものを提示した。一番の問題である誰に対する提言なのか、どういうスタンスなのかに関して、意見を頂き、今回の案では会員に対するものである、会員に対してそれぞれ職場、関係施設に於いて働きかけをして頂きたいとの趣旨でこの文案を作成した」との報告があった。

武谷理事長「吉川理事より意見を頂いたが、4割以上が個人の経営でやっており、その先生方がこの提言をご覧になった時にどのようなレスポンスをされるか、そのような趣旨であった」

岡村理事「分娩料を適正化することに関して、病院長や医療関係者に対して言うことは賛成だが、一般国民の反発を呼ばないかが気になる」

吉川理事「ある会で分娩料を適正化する必要性について学会、医会、厚労省から提言があったが、医会の先生の提言にのみ強い反発があった。こういうことに努力していない地域もあるので、このような

提言は有用で、ホームページに出すことも賛成だが、誤解されない注意も必要である」

海野委員長「緊急提言は本会の一般向けホームページに掲載したい」

武谷理事長「私共の施設では院長はどんどん上げろと言っている。現実的には上がってくることは間違いないと思う」

松岡副議長「これは分娩料を上げるというよりもそれに掛かる経費をどうにかしてくれということをお願いである。患者が負担する分娩料と公的資金に求めないと無理であるということを含めて、経済的な問題によって人員確保、設備等が対応できない状況にある。その資金をどこから持ってくるのかは敢えて言う必要はないと思う」

和氣理事「分娩の安全性を確保するのが一番の問題点であり、そこをまず理解して貰わないといけない」

岡井理事「社会の産婦人科医師、産婦人科医療に対する見方から考えると、この緊急提言を出すことは我々がこれから目指す方向にプラスになるとは思えない。一般国民は単に学会が値上げしようとしているとしか受け取らない」

海野委員長「産婦人科の医療現場を医師にとって魅力あるものにしていかなければもう我々は立ち行かない。新規参入者もいないし、どんどん減っている状況で、現場を取り敢えず維持し、維持する中で状況を改革しなければならない。そのためには綺麗事はとても言っていられないとの大前提があつてのこの提言である」

岡井理事「現場の医療に関わっている我々は皆分かっている。我々の中で分娩料を上げようということでは宜しいのではないか」

海野委員長「それを病院長とかに言う場合、学会もこう言っているというのがないと出来ないということがあるので、それで出すこととなった」

吉村理事「分娩料適正化は必要であると思われるということのみで宜しいのではないか」

岡井理事「一般の人に分かって貰わなくてはいけないのは、現実には人員が足りない、設備も対応していないということである。それから先は一般の人には言わない方が寧ろ良い」

以上協議の結果、文言を一部修正の上、緊急提言をホームページに掲載することを、承認した。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (9月30日現在)

[資料: 広報1]

在籍会員 15,542名

登録済会員 7,888名 登録率 50.8%

(2) パスワード未登録会員へのパスワード付与について [資料: 広報2]

稲葉理事より資料に基づき提案があり、パスワード未登録会員へのパスワード付与について、特に異議なく、承認した。

(3) JOB-NETの公募について

(4) 会議開催

①パスワード発行、②JOB-NET公募の件、以上2点について通信で会議を行なった。第2回の会議開催を11月中に予定している。

(5) ACOG Web会員について

①登録した会員数 (9月30日現在): 6,140名

②有資格者でありながら実際にはアクセス出来ない会員数 (9月30日現在): 295名

③基本的に月一回の更新で、メールアドレスの変更、退会者の削除、新規希望者の追加登録を行なっている。

3) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

①セカンドアナウンスメントについての会議を11月中に開催予定である。

(2) 50周年記念出版について [資料: AOCOG2007 1]

特に異議なく、50周年記念出版の費用につき、承認した。

(3) FIG02006用チラシについて [資料：A0COG2007 2]

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (田中俊誠委員長)
特になし

5) 女性の健康週間委員会 (石塚文平委員長)

(1) 会議開催

①第5回女性の健康週間委員会を10月12日に開催した。

②プレスセミナー及び第6回女性の健康週間委員会を11月14日に開催する予定である。

[資料：女性健康週間 2]

石塚理事より「11月14日にメディア向け勉強会を開催する。現在30社以上から出席の回答があった。海野先生：現在の産科医療の現状、落合先生：婦人科癌の最新情報、小田先生：婦人科デビューの方法についてのセミナーを行なう」との報告があった。

(2) 地方部会担当市民公開講座について [資料：女性健康週間 1]

(3) 地方幹事アンケート集計について [資料：女性健康週間 3]

IV. その他

(1) 平成19年度予定表(案)について [資料：その他 1]

以上